



茨城県報

第 1 9 0 0 号

平成19年 8 月13日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

よい行いをたたえる運動実施要綱の一部改正 (女性青少年課)	1
医療機関及び施術機関の指定, 廃止及び変更 (福祉指導課)	2
救急告示病院の名称の変更 (医療対策課)	3
私立学校等結核健康診断費補助金交付要項の一部改正 (保健予防課)	3
定款変更の認可 (農村計画課)	4
換地計画の決定 (農地整備課)	4
道路の区域の変更 (2 件) (道路維持課)	4
道路の供用の開始 (2 件) (道路維持課)	5
土地改良区役員の退任 (2 件) (土地改良事務所)	5
土地改良事業の認可 (3 件) (土地改良事務所)	6

(公 安 委 員 会)

警備員指導教育責任者講習の実施.....	7
----------------------	---

公 告

県営土地改良事業計画 (農村計画課)	8
基幹道路の整備事業の一部完了 (道路建設課)	9
開発行為の工事完了 (8 件) (建築指導課)	9

正 誤

平成19年 7 月26日付け茨城県報第1895号中.....	11
平成19年 8 月 6 日付け茨城県報第1898号中.....	11

告 示

茨城県告示第1032号

昭和39年茨城県告示第573号で告示したよい行いをたたえる運動実施要綱の一部を次のように改正する。

平成19年 8 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 趣旨 「善行のあった青少年に記念のバッジを贈り, その善行をたたえとともに」を「善行のあった青少年をたたえとともに」に改め, 4 実施の方法 「(3) 善行青少年の決定と善行章等の交付」を「(3) 善行青少年の

決定と賞状等の交付」に改め、イ中の「善行賞と善行章 (バッジ)」を「賞状及び記念品として額」に改める。

茨城県告示第1033号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条 (同法第55条において準用する場合を含む。) の規定による医療機関及び施術機関について、次のとおり指定、廃止及び変更したので、同法第55条の2の規定に基づき告示する。

平成19年 8 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

コ ー ド 名 称	所 在 地	診 療 科 目 等	開 設 者	指 定 等 年 月 日	区 分
0231072 多賀歯科医院	日立市多賀町 1 - 13 - 6	歯科	山本 雅則	平成14年 3月31日	廃止
0231585 多賀歯科医院	日立市東金沢町 5 - 25 - 8	歯科	山本 雅則	平成14年 4月 1日	指定
2041097 大学前薬局	つくば市春日 3 - 12 - 7	調剤	有限会社 木村 薬局	平成18年 11月 5日	廃止
2041444 大学前薬局	つくば市春日 3 - 12 - 6	調剤	有限会社 木村 薬局	平成18年 11月 6日	指定
2130314 長尾歯科	ひたちなか市津田砂沢2598 - 1	歯科	長尾 正英	平成19年 6月14日	廃止
2131023 長尾歯科	ひたちなか市津田砂沢2598 - 1	歯科・小児歯科・歯 科口腔外科・矯正歯 科	長尾 大輔	平成19年 6月15日	指定
2440075 有限会社 クリ スタル薬局	守谷市久保ヶ丘 4 - 29 - 37	調剤	有限会社 クリ スタル薬局	平成19年 5月31日	廃止
2440281 有限会社 クリ スタル薬局	守谷市松ヶ丘 4 - 2 - 3	調剤	有限会社 クリ スタル薬局	平成19年 6月 1日	指定
7140100 桜井薬局	桜川市真壁町真壁186	調剤	桜井 崇高	平成19年 5月31日	廃止
7140225 桜井薬局	桜川市真壁町真壁186	調剤	桜井 崇高	平成19年 6月 1日	指定
2430425 鈴木歯科医院	守谷市百合ヶ丘 3 - 249 - 1	歯科・小児歯科・歯 科口腔外科・矯正歯 科	鈴木 智	平成19年 6月14日	指定
837 塚本 浩二 (ガーデン整 骨院)	守谷市けやき台 1 - 32 - 1 コ ーポ岩田301	柔道整復	塚本 浩二	平成19年 7月30日	指定
0631115 いけうちデンタルクリニッ ク	筑西市直井字直井1039 - 1	歯科・小児歯科・矯 正歯科	池内 誠	平成19年 6月 7日	指定
838 菅野 英揮 (よつば治療 院)	高萩市大和町 2 - 3 - 3	柔道整復	菅野 英揮	平成19年 7月30日	指定
839 中浦 一美 (磯原接骨院)	北茨城市磯原町豊田 2 - 57	柔道整復	中浦 一美	平成19年 7月30日	指定
840 桂中央整骨院	東茨城郡城里町大字阿波山 963 - 1	柔道整復	仲田 裕	平成19年 6月21日	指定
0840540 さくら薬局 佐貫駅前店	龍ヶ崎市佐貫 3 - 5 - 5	調剤	クラフト株式会 社	平成19年 6月27日	指定
1640394 コスモファーマ薬局 稲 荷店	笠間市笠間4376 - 5	調剤	株式会社 コス モファーマ	平成19年 6月27日	指定

コ ー ド 名 称	所 在 地	診 療 科 目 等	開 設 者	指 定 等 年 月 日	区 分
1640378 ウェルシア薬局 友部東 平店	笠間市東平 3 - 1 - 7	調剤	ウェルシア関東 株式会社	平成19年 7月5日	指定
0133104 上田歯科クリニック	水戸市西原 1 - 15 - 21	歯科・小児歯科・歯 科口腔外科	上田 裕之	平成19年 7月25日	廃止
0410829 医療法人茨城愛心会 古 河病院	古河市鴻巣1555	内科・循環器科・小 児科・外科・整形外 科・皮膚科・リハビ リテーション科・放 射線科	医療法人茨城愛 心会 古河病院	平成19年 6月6日	変更
0430716 医療法人茨城愛心会 古 河病院	古河市鴻巣1555	歯科口腔外科	医療法人茨城愛 心会 古河病院	平成19年 6月6日	変更
1810282 医療法人清風会 ホスピ タル坂東	坂東市沓掛411	精神科・神経科・内 科・外科・小児科・ 皮膚科・耳鼻科・眼 科・整形外科・リハ ビリテーション科	医療法人清風会 ホスピタル坂 東	平成19年 7月1日	変更
4310801 医療法人茨城愛心会 三 和記念クリニック	古河市東山田4187 - 2	内科・消化器科・外 科・整形外科・皮膚 科・肛門科・リハビ リテーション科・放 射線科	医療法人 茨城 愛心会	平成19年 6月6日	変更
0241020 日本調剤 日立薬局	日立市中成沢町 1 - 16 - 1	調剤	(株)医療システム 研究所	平成19年 7月1日	変更
0410688 医療法人浩悦会 はまだ クリニック	古河市坂間185 - 11	内科・外科・胃腸科・ 理学療法科・放射線 科	医療法人 浩悦 会	平成19年 5月30日	変更

茨城県告示第1034号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院の開設者から，次のとおりその名称を変更した旨届出があったので告示する。

平成19年 8 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称		所 在 地
変 更 前	変 更 後	
豊和麗病院	ホスピタル坂東	坂東市沓掛411番地

茨城県告示第1035号

私立学校等結核健康診断費補助金交付要項（昭和62年茨城県告示第215号）の一部を次のように改正する。

平成19年 8 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

第1条中「結核予防法（昭和26年法律第96号。以下「法」という。）第56条」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第60条第1項」に改め，「第55条」を「第58条の3」に改める。

第2条中「第55条」を「第58条の3」に改める。

付 則

この告示は、公布の日から施行し、平成19年 4 月 1 日から適用する。

茨城県告示第1036号

長田土地改良区から平成19年 7 月19日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成19年 8 月 7 日認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、茨城県を被告として認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年 8 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1037号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定により県営土地改良事業板橋大塚地区（全換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年 8 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成19年 8 月14日から

平成19年 9 月10日まで

3 縦覧の場所

龍ヶ崎市役所

茨城県告示第1038号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成19年 8 月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 一般国道

2 路 線 名 245号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
日立市相賀町1139番から 日立市旭町70番まで	旧	メートル 最大 24.9 最小 7.0	メートル 143	
	新	最大 25.0 最小 11.0	143	現道拡幅

茨城県告示第1039号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成19年 8 月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 つくば古河線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
古河市大字葛生2213番 1 地先から 古河市大字葛生40番 2 地先まで	旧	メートル 最大 14.8 最小 8.0	メートル 173	
	新	最大 14.8 最小 11.0	173	歩 道 設 置

茨城県告示第1040号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、平成19年 8 月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 461号
- 2 供用開始の区間 常陸太田市上高倉町字竹ノ花560番 2 地先から
常陸太田市上高倉町字地境道下1085番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成19年 8 月31日

茨城県告示第1041号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、平成19年 8 月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 土浦坂東線
- 2 供用開始の区間 坂東市勘助新田4221番 5 地先から
坂東市勘助新田4232番 5 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成19年 9 月 3 日

茨城県告示第1042号

行方市玉造甲429番地 1 に事務所を置く立花土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成19年 8 月13日

茨城県銚田土地改良事務所長 大 津 武

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	幡 谷 保 雄	行方市羽生634番地 1

茨城県告示第1043号

稲敷市江戸崎甲2148番地の 2 に事務所を置く羽賀沼土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成19年 8 月13日

茨城県稲敷土地改良事務所長 清 田 俊 昭

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	宮 本 誠 一	稲敷市伊佐津1227番地

茨城県告示第1044号

八郷土地改良区から平成19年 4 月19日付けで施行認可申請のあった、農業生産基盤整備事業（山間急傾斜地帯型・かんがい排水）中戸第 2 地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 1 項の規定により平成19年 7 月30日付けで認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年 8 月13日

茨城県土浦土地改良事務所長 福 田 一 夫

茨城県告示第1045号

八郷土地改良区から平成19年 4 月19日付けで施行認可申請のあった、農業生産基盤整備事業（山間急傾斜地帯型・かんがい排水）石沢地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 1 項の規定により平成19年 7 月30日付けで認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年 8 月13日

茨城県土浦土地改良事務所長 福 田 一 夫

茨城県告示第1046号

一の谷沼土地改良区から平成19年 4 月20日付けで施行認可申請のあった、農山漁村活性化プロジェクト交付金事業（農業用排水）一の谷地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 1 項の規定により平成19年 7 月31日付けで認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、茨城県を被告として

土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年 8 月13日

茨城県境土地改良事務所長 鶴 見 政 幸

~~~~~  
(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第14号

警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第2項第1号及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成19年 8 月13日

茨城県公安委員会委員長 大 和 田 一 雄

1 講習に係る警備業務の区分及び講習期間

(1) 警備業法第2条第1号に規定する警備業務

- ア 平成19年10月2日（火）から10月5日（金）までの4日間
- イ 平成19年10月15日（月）から10月18日（木）までの4日間
- ウ 平成19年10月22日（月）から10月25日（木）までの4日間

(2) 警備業法第2条第2号に規定する警備業務

- ア 平成19年10月9日（火）から10月11日（木）までの3日間
- イ 平成19年10月29日（月）から10月31日（水）までの3日間

2 講習場所

茨城県水戸市住吉町307番地の4 社団法人茨城県警備業協会 2階

3 受講定員

各講習ともに60名

4 受講資格

警備業法の一部を改正する法律による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧警備員指導教育責任者資格者証」という。）を保有する者

5 受講申込手続

(1) 事前申込

ア 申込方法

受講を希望する者は、茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課（講習受付専用電話 029 301 0789）あて事前申込みを行い、受付番号を取得すること。

なお、代理人による申込、講習受付専用電話以外での受付は行わない。

イ 申込期間

(ア) 1の(1)のアに掲げる警備業務の区分に係る講習

平成19年9月3日（月）から9月4日（火）までの間の午前9時から午後5時まで

(イ) 1の(1)のイに掲げる警備業務の区分に係る講習

平成19年9月11日（火）から9月12日（水）までの間の午前9時から午後5時まで

(ウ) 1の(1)のウに掲げる警備業務の区分に係る講習

平成19年9月19日（水）から9月20日（木）までの間の午前9時から午後5時まで

(エ) 1の(2)のアに掲げる警備業務の区分に係る講習



平成19年 9 月 6 日 (木) から 9 月 7 日 (金) までの間の午前 9 時から午後 5 時まで

- (ホ) 1 の(2)のイに掲げる警備業務の区分に係る講習

平成19年 9 月26日 (水) から 9 月27日 (木) までの間の午前 9 時から午後 5 時まで

ただし、各講習ともに定員になり次第締め切る。

(2) 受講申込書の提出

ア 申込書提出期間

- (ア) 1 の(1)のア、1 の(1)のイ及び 1 の(2)のアに掲げる警備業務の区分に係る講習

平成19年 9 月18日 (火) から 9 月21日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時まで

- (イ) 1 の(1)のウ及び 1 の(2)のイに掲げる警備業務の区分に係る講習

平成19年10月 1 日 (月) から10月 5 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時まで

なお、各講習ともに代理人、郵送等による提出は認めない。

イ 申込書提出場所

茨城県内の各警察署生活安全課 (係)

ウ 提出書類

- (ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1 通

- (イ) 旧警備員指導教育責任者資格者証の写し 1 枚

6 受講手数料及び納付方法

受講申込書提出の際、警備業法第 2 条第 1 号に規定する警備業務については、警備員指導教育責任者講習手数料 (23,000円)、警備業法第 2 条第 2 号に規定する警備業務については、警備員指導教育責任者講習手数料 (14,000円) を、それぞれ茨城県収入証紙により納入すること。

なお、納入した受講手数料は返還しない。

7 受講時の携行品

筆記具、警備業関係法令集等

8 講習の委託

本講習は、社団法人茨城県警備業協会に委託して実施する。

9 その他

- (1) 本講習終了後、修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対して、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

- (2) 不明な点については、茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課 (029 301 0110 内線3033・3034) へ問い合わせること。

公 告

県営土地改良事業計画

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条第 1 項の規定に基づき、県営桜川地区土地改良事業 (特定農業用管水路等特別対策事業) につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、茨城県を被告として、決定が



あったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成19年 8 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営桜川地区土地改良事業（特定農業用管水路等特別対策事業）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成19年 8 月14日から平成19年 9 月10日まで

3 縦覧の場所

土浦土地改良事務所

~~~~~

基幹道路の整備事業の一部完了

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により基幹道路の整備事業を次のとおり完了した。

平成19年 8 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

路 線 名	工 事 区 間	工事の種類	工事完了の日
常陸太田市道 7 01線	常陸太田市里川町字猿喰449番 6 から 常陸太田市里川町字猿喰863番54まで	道路改築	平成19年 7 月26日

~~~~~

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成19年 8 月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字船場字後山721番16, 同番18

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村舟石川駅西四丁目 9 番18号 (ドリームハイツC - F)

飯 塚 隆

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市女化町454番 1

2 事業主の住所及び氏名

牛久市女化町378番地

天 野 槇 大, 天 野 典 子

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市猪子町字古海道998番13, 867番 1, 同番 6

## 2 事業主の住所及び氏名

東京都千代田区二番町 8 番地 8

株式会社 セブン - イレブン・ジャパン

代表取締役 山 口 俊 郎

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

かすみがうら市稲吉南二丁目3343番 6

2 事業主の住所及び氏名

かすみがうら市上稲吉2007番地の31

有限会社 富島不動産

代表取締役 富 島 清

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくばみらい市大字台字荻砂816番, 817番, 823番, 824番, 828番, 829番, 字十六並833番 5, 同番 6, 同番 8, 同番 9, 同番10, 同番11, 同番20, 同番21, 同番22

## 2 事業主の住所及び氏名

つくばみらい市台833番地 5

水海道地区トラック事業協同組合

代表理事 植 竹 保 夫

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町うずら野三丁目12番15, 同番43, 同番44, 同番45

2 事業主の住所及び氏名

つくば市竹園二丁目 2 番地 4

一誠商事 株式会社

代表取締役 五十嵐 翼

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

古河市仁連字鷺ノ東1275番 2 の一部, 同番 3

## 2 事業主の住所及び氏名

古河市諸川1416番地 2 タウンアイリス C 102

森 田 祐 也, 森 田 萌 美

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市矢作字木下シ2326番 3, 字立山2327番 7

2 事業主の住所及び氏名

坂東市矢作1697番地 2

鯉 淵 正 美

~~~~~

正 誤

平成19年 7 月26日付け茨城県報第1895号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤     | 正   |
|-----|-------|-------|-----|
| 5   | 上から21 | 1,676 | 167 |



平成19年 8 月 6 日付け茨城県報第1898号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     |
|-----|-------|
| 12  | 上から 8 |

|   |         |                                                                              |   |                                                                                |       |
|---|---------|------------------------------------------------------------------------------|---|--------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 誤 | 様式第11号中 | 「<br>最低制限価格<br>(調査基準価格)<br>入札書比較価格<br>最低制限基本価格<br>(調査基準価格)<br>の105分の100<br>」 | を | 「<br>最低制限基本価格<br>(調査基準価格)<br>入札書比較価格<br>最低制限価格 (調査基<br>準価格) の105分の100<br>」     | に改める。 |
| 正 | 様式第11号中 | 「<br>最低制限価格<br>(調査基準価格)<br>入札書比較価格<br>最低制限価格 (調査基<br>準価格) の105分の100<br>」     | を | 「<br>最低制限基本価格<br>(調査基準価格)<br>入札書比較価格<br>最低制限基本価格<br>(調査基準価格)<br>の105分の100<br>」 | に改める。 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)